

「資料」著作権侵害差止等請求事件：東京地裁平成 24(ワ)36678・平成 25 年 9 月 12 日（民 47 部）判決＜一部認容＞

【キーワード】

著作権の侵害，差止請求，損害賠償金

【主 文】

- 1 被告は，原告に対し，10 万円及びこれに対する平成 25 年 1 月 16 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は，これを 10 分し，その 9 を原告の，その余を被告の負担とする。
- 4 この判決は，第 1 項に限り，仮に執行することができる。

【事案の概要】

本件は，原告（株式会社ショーケース・ティービー）が，被告（株式会社コムクス）に対し，(1) 被告による資料の作成，頒布等が原告の著作物の著作権及び著作者人格権を侵害すると主張し，著作権法 112 条に基づき，上記資料の複製，頒布等の差止め及びその廃棄等を求め，(2) 上記著作権等の侵害とともに，被告による資料の作成，頒布等が原告に対する不法行為を構成すると主張して，民法 709 条に基づき，損害金 1680 万円及びこれに対する訴状送達の日から翌日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 前提事実（当事者間に争いのない事実並びに各項末尾掲記の証拠及び弁論の全趣旨により認められる事実）

(1) 原告取締役の A は，原告の発意に基づき，その業務に従事する中で，原告が提供するウェブサイトの入力フォームのアシスト機能に係るサービスである「ナビキャスト」の内容を説明するために，平成 20 年 4 月に全 16 頁の資料（甲 1。以下「原告資料 1」という。）を，平成 21 年 3 月に全 15 頁の資料（甲 2。以下「原告資料 2」という。原告資料 1 と併せて，以下「原告各資料」という。）を職務上作成し，原告は，自己の著作の名義の下にこれらを公表した。（甲 1，2）

(2) 被告は，エントリーフォーム最適化システムである「EFO CUBE」の営業に当たり，その内容を説明するために，全 18 頁の資料（甲 3。以下「被告資料」という。）を作成し，顧客に対しこれを頒布，上映した。

（甲 3）

2 争点及びこれについての当事者の主張

争点は，原告の著作権の侵害の成否，原告の著作者人格権の侵害の成否，

差止め及び廃棄等の請求の可否，原告の著作権侵害が成立しない場合における不法行為の成否，被告の故意又は過失の有無，原告が受けた損害の額である。

【判 断】

1 差止め及び廃棄等の請求について

まず，争点（差止め及び廃棄等の請求の可否）について，判断する。

(1) 前記前提事実に，証拠（甲3，乙3ないし7）及び弁論の全趣旨を総合すれば，被告は，平成21年8月ころから，「E F O C U B E」のサービスを開始し，その営業に当たり，サービスの内容を説明するために，「E F O C U B Eによる入力フォーム改善」と題する全11頁の資料（乙3）を作成し，顧客に対しこれを頒布等していたこと，被告は，平成24年5月下旬，被告資料を作成し，同年6月から顧客に対しこれを頒布，上映したこと，被告は，平成25年1月15日に本件訴状の送達を受けて，被告資料の使用を中止し，以後は顧客に対してこれを頒布，上映していないこと，以上の事実が認められる。そして，被告が被告資料を記録した電磁的記録媒体や被告資料を印刷した印刷物を保有していることを認めるに足りる証拠はない。

そうであれば，被告が，現在，被告資料を作成して顧客に対して頒布，上映しているということとはできないし，また，将来，被告資料を作成して頒布，上映することがあるということもできない。

(2) したがって，原告の差止め及び廃棄等の請求は，その余の点について判断するまでもなく，理由がない。

2 損害賠償の請求について

(1) 争点（原告の著作権の侵害の成否）について，判断する。

ア 原告各資料が著作物に当たるか否かについて

証拠（甲1，2）及び弁論の全趣旨によれば，原告各資料は，いずれも，ウェブサイトの入力フォームのアシスト機能に係るサービスである「ナビキャスト」の内容を効率的に顧客に伝えて購買意欲を喚起することを目的として，「ナビキャスト」の具体的な画面やその機能を説明するために相関図等の図や文章の内容を要領よく選択し，これを顧客に分かりやすいように配置したものであって，この点において表現上の創意工夫がされていると認められる。そうであるから，原告各資料は，全体として筆者の個性が発揮されたもので，創作的な表現を含むから，著作物に当たると認められる。

被告は，原告各資料に特徴的な言い回しはなく，表現は平凡かつありふれたものであると主張するが，証拠（乙1の1ないし12，10）によれば，原告以外の会社からも「ナビキャスト」と類似のサービスが提供されているが，各企業によるそれぞれのサービスを説明するための図や文書の内容，その配置等は異なっていることが認められるのであって，このことに照らすと，原告各資料に特徴的な言い回しがなく，表現が平凡かつありふれたもの

であるとまではいうことができない。被告の上記主張は、採用することができない。

イ 被告各記載が原告各記載を複製又は翻案したものであるか否かについて

(ア) 証拠(甲1ないし3)によれば、原告各記載と被告各記載とを対比すると、別紙「原告資料と被告資料との対比に関する原告の主張」のとおりであることが認められ、この事実によれば、被告各記載は、原告各記載と同一であるか、又は、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持し、これに接する者が原告各記載の表現上の本質的な特徴を直接感得することができるものであると認められる。

(イ) 証拠(甲3, 12, 13, 乙4ないし7)によれば、原告は、平成20年8月1日、インターネット広告代理店事業を営む株式会社フルスピード(以下「フルスピード」という。)に対し、ナビキャストフォームアシストの供給の委託等をしたこと、被告は、平成24年5月下旬、フルスピードとの間で、被告がフルスピードに対し「E F O C U B E」のサービスの提供等に関する業務をO E M提供することを合意して、フルスピードから、「<入力フォーム最適化ツール>フルスピードE F O ご提案資料」と題する全20頁の資料(乙6)の送付を受け、被告従業員のBがこれを修正して「<入力フォーム最適化ツール>フルスピードE F O ご提案資料」と題する全20頁の資料(乙7)を作成し、さらに、被告資料を作成したことが認められ、このことに前記(ア)認定の事実を併せ考えれば、被告各記載は、原告各記載に依拠して作成されたものであると認められる。

(ウ) そうであれば、被告が被告各記載を作成したことは原告の原告各記載の著作権(複製権又は翻案権)を侵害し、顧客に対し被告各記載を頒布、上映することは原告の原告各記載の著作権(上映権又は著作権法28条に基づく上映権及び譲渡権又は著作権法28条に基づく譲渡権)を侵害する。

(2) 争点 (被告の故意又は過失の有無)について、判断する。

証拠(甲8ないし10)及び弁論の全趣旨によれば、被告代表者は、平成21年4月1日、原告に対し、原告のE F O ツールを提案したいクライアントがいることを理由に、ナビキャスト担当者の訪問を希望する旨の電子メールを送付し、同月10日、担当者の訪問を受けて、サービス内容の説明を受けるとともに、原告資料2を入手したことが認められるから、被告代表者は、作成した被告資料の記載の中に原告資料2の記載と同一のものがあることを知ることができたと認められる。しかるに、被告は、被告資料の記載の確認をしなかったのであるから、被告には過失がある。

(3) そこで、争点 (原告が受けた損害の額)について、判断する。

前記1(1)認定の事実と弁論の全趣旨を総合すれば、被告は、平成24年6月から平成25年1月中旬まで、約20社に対し、被告資料を用いて「E F O C U B E」の営業を行い、そのうちの2社と「E F O C U B E」の提供に関する契約を締結して、平成24年11月及び12月に各月15万6500円、

平成25年1月から3月までに各月14万3500円の合計74万3500円の売上げを計上したが認められる。この事実によれば、被告は、上記2社との契約が終了するまでの間、毎月14万3500円の売上げを計上することができ、仮に上記2社との契約が2年間継続するとすれば、この間に合計347万円の売上げを計上することができることになると認められるが、被告資料は、「EFO CUBE」の営業において補助的な役割を有するにとどまる上、被告各記載は7頁で、全18頁の被告資料の約38.8%に相当するにすぎないから、これらの事情を併せ考えると、原告が受けた損害の額は10万円と認めるのが相当である。

原告は、被告の売上げ1億6800万円に10%を乗じた額が原告が受けた損害の額であると主張するが、上記被告の売上げは、「EFO CUBE」を2年間提供することによる売上げであって、被告資料を用いたことによるものではなく、また、原告の原告各記載の著作権の行使について売上げの10%を下らない額を受けることができることを認めるに足りる証拠はないから、原告の上記主張は、採用することができない。

(4) したがって、原告の損害賠償の請求は、10万円及びこれに対する訴状送達の日翌日であることが記録上明らかな平成25年1月16日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由がある。

3 以上のとおりであって、原告の請求は、10万円及びこれに対する平成25年1月16日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で理由がある。

よって、上記の限度で原告の請求を認容し、その余は失当としてこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

【論 説】

1. 本件は、原告が有するウェブサイトの入力フォームのアシスト機能に係るサービスの「ナビキャスト」の内容とするための「資料1, 2」に関する著作権について、その資料の一部を被告は無断使用して新しく資料を作成し、顧客に対して頒布し上映したことに対し、原告は本訴を提出したのである。

これに対し被告は、直ちに資料を使用中止し、以後は顧客にこれを頒布、上映することも中止したのである。

2. この事実を裁判所は認めたことから、差止め及び廃棄等の請求については理由がないものと判断した後は、被告の損害賠償額をいくらにするかに争点に移った。被告は、被告資料を用いて「EFO CUBE」の営業を行い、2社との間で契約を締結し、平成24年11月と12月に各月15万6500円、平成25年1月から3月までに毎月14万3500円の合計74万3500円を売り上げたと認定された。そして、裁判所は、この事実から、被告において

は、上記2社との契約が終了するまでの間、毎月14万3500円の売上げを計上でき、仮に契約が2年間継続すると、合計347万円の売上げを計上できると認定し、被告資料は「EFO CUBE」の営業においては補助的な役割であり、被告各記載は7頁で、全18頁の被告資料の約38.8%に相当するにすぎないから、これらの事情を併せ考えて、原告が受けた損害額は「10万円」と認めるのが相当であると認定したのである。前記374万円を38.8で割ると89,433円となるから、10万円と算定したのは妥当ということになるのだろうか。

これに、通常加えられるはずの弁護士費用については、原告からの主張はなかったのか、算定されていない。

〔牛木 理一〕

(別紙)

原告資料と被告資料との対比に関する原告の主張

1 原告資料2の3頁と被告資料の4頁

- (1) 離脱原因が「入力エラー」, 「項目数の多さ」であることを最初に指摘し, この点につき「主な途中離脱原因は...エラーや項目数の多さへの不満です」との説明を付した点で共通し,
- (2) 離脱原因を「離脱原因1」, 「離脱原因2」に分解して説明し, かつ, 「離脱原因1」につき「送信ボタンを押した後で入力エラーを知り, 何度か繰り返すと面倒になり離脱」の説明とともに示し, また, 「離脱原因2」につき「何を入力すればよいか, どれだけ入力すれば終了するか, 不安に思い離脱」に分解して説明する点で共通し,
- (3) 離脱原因をユーザによる入力フォームの具体的画面例とともに表示し, かつ, 当該画面例は, 「離脱原因1」, 「離脱原因2」のいずれについても, その具体的入力例であるお名前「銀座太郎」, 「ギンザタロウ」を含めて全く同一であり,
- (4) ユーザの不満を実際のユーザの声として, かつ, その不満のポイントとなる点を「送信ボタンを押してエラーメッセージが繰り返し表示され, 面倒になった」, 「事前に入力項目数が分からずどこまで入力が続くか不安に思い入力を断念した」との説明文を付加し, かつ当該説明文のうち, 「エラーメッセージ」, 「面倒」, 「不安」の部分进行他の灰色の文字に対して目立つ赤色で表示し, 課題を一目で分かるように記載する点で共通し,
- (5) 入力フォームの改善の重要性につき「離脱改善のために入力を支援し, ...完了まで導く画期的な施策が必要です」との説明文で示す点で共通し,
- (6) 上記(1)ないし(5)の記載のレイアウトが, 離脱原因を上部に, その下に, 離脱原因1, 2を示し, その中央部分に利用ユーザーの不満を示した上, さらにその下に, 入力フォーム改善の重要性の説明文を示している点で共通する。

2 原告資料1の6頁と被告資料の7頁

- (1) 入力支援機能1の説明につき「どれが必須項目...一目でわかり, どの程度入力すべきか事前把握」を示している点で共通し,
- (2) 入力フォームの具体的画面例を示し, 各入力ウィンドウには入力例として, 「ご氏名」につき「田中太郎」, 「フリガナ」につき「タナカタロウ」, 生年月日につき「1969(昭和44)」, 性別「男性」を示し, 連絡先メールアドレスの欄に他の記載に比し目立つ赤色の吹き出しで入力内容が異なっている点を表示の上「確認のためもう一度入力して下さい」との赤色のメッセージを示している点で共通し,
- (3) 上記赤色の吹き出しの説明「入力支援メッセージ」につき「入力した文字列が想定したものと異なる場合に, エラー警告やメッセージを表示することができます」との説明とともに表示している点で共通し,

- (4) クリーム色のウィンドウに、記入すべき項目数として「8」を示し、その説明「ナビゲーションウィンドウ」を「未入力となっている必須項目の数がリアルタイムに表示されますので、あとどのくらいで完了できるかをイメージできます。」との説明とともに表示している点で共通し、
- (5) 入力フォームの具体的画面例の「郵便番号」、「住所」の欄を枠で示し、その説明につき「カラーリングによる必須項目の視認性の向上」と表示している点で共通し、
- (6) 上記(1)ないし(5)のレイアウトが、上部に入力支援機能の説明を示し、その右下に画面表示例を示し、その左側にナビゲーションウィンドウの説明を示し、画面表示例の中央には入力支援メッセージの説明とともに赤色の吹き出しを示し、その下部にはカラーリングによる必須項目の視認性の向上の説明を示している点で共通する。

3 原告資料1の7頁と被告資料の8頁

- (1) 入力支援機能2の説明につき「入力項目のエラーに合わせてリアルタイムに注意喚起、案内」を示している点で共通し、
- (2) 入力フォームの画面表示例として、「お名前」、「お名前(カナ)」、「ご住所」のウィンドウを表示し、入力属性の正しい全角入力の「山田」、「タロウ」の部分は黄色のウィンドウで表示し、入力属性の正しくない半角入力の「ㇿㇿ」につき、黄色のウィンドウよりも目立つ赤色のウィンドウで白い矢印のアイコンとともに表示し、このウィンドウにはオレンジ色の吹き出しで「全角カタカナのみ入力。」と示し、「ご住所」のウィンドウには、黄色のウィンドウに入力例「143-0023」の「143」部分は青色で表示し、その下に赤色で「郵便番号をご入力の上、【住所を検索する】を押してください。」のメッセージを示している点で共通し、
- (3) 入力フォームのもう一つの画面表示例として、「PCメールアドレス」、「PCメールアドレス(確認)」のウィンドウを表示し、「PCメールアドレス」のウィンドウは黄色で示し、「PCメールアドレス(確認)」のウィンドウは「省略」の文字とともに黄色のウィンドウよりも目立つ赤色のウィンドウで示すとともに、このウィンドウには緑色の吹き出しで「上記アドレスと相違があります。」のメッセージを示している点で共通し、
- (4) (2)の画面表示例の説明「入力属性のエラー判定」に、「カタカナ、ひらがな、漢字の間違い 半角、全角の間違いを検知し...メッセージを...します」との説明を付している点で共通し、
- (5) (3)の画面表示例の説明として「メッセージや色」を示し、さらにその下に「エラーの文言、サイズ、色、表示・非表示」に関する説明を付している点で共通し、
- (6) (1)ないし(5)のレイアウトは、その上部に入力支援機能2の説明があり、その下に(2)の画面表示例、その右には(2)の画面表示例に関する(4)の説明が示され、さらにその下のメッセージ文の下に、(3)の画面表示例、その右

には(3)の画面表示例に関する(5)の説明が示されている点で共通する。

4 原告資料1の8頁と被告資料の9頁

- (1) 入力支援機能3の説明につき「次ページへ進めるかどうかを判断して入力プロセスを的確に誘導」を示している点で共通し、
- (2) 入力フォームの画面表示例として「ご自宅情報」に関し、入力未完了の画面と入力完了の画面とを並べて表示している点で共通し、
- (3) 入力未完了の画面表示例には、未入力の部分を枠で囲い、そのウィンドウをクリーム色で示し、その下に未入力であることを示す警告画面を「！」を黄色の三角の表示とともにオレンジ色で表示し、さらにその表示には「記入もれ、記入ミスがあると、次の確認画面に進めません」との説明文を付すとともに、その表示の下には「【未入力またはエラーの項目があります】オレンジ色の項目に記入してください。未記入項目 / 2 OK」のウィンドウを表示し、その説明として「無理やり送信ボタンを押しても注意喚起文が表示されます」と付している点で共通し、
- (4) 入力完了の画面表示例の下には、オレンジ色で「次へ進む」を示し、その表示には「すべての情報が揃ったら、次画面へ進むように促します」との説明文を付し、さらにその表示の下には「エラー画面など表示され...スムーズに送信完了」のメッセージを付している点で共通し、
- (5) (1)ないし(4)のレイアウトは、その上部に入力支援機能3の説明を示し、その下に、左側に(2)の入力未完了の画面表示例を、右側に入力完了の画面表示例を並べて表示し、入力未完了の画面表示例から入力完了の画面表示例に矢印が示されて入力のプロセスが視認できるようになっており、入力未完了の画面表示例の下に、下向きの矢印とともに注意喚起文が表示されることの説明が、入力完了の画面表示例の下に下向きの矢印とともに送信完了した旨の説明がなされ、入力未完了から完了のステータス変更が容易に視認できるように示されている点で共通する。

5 原告資料1の5頁と被告資料の10頁

- (1) 分析機能4の説明につき「入力フォームの問題点を...分析」を示している点で共通し、
- (2) 分析結果の画面表示例をその概要例と詳細例と並べて表示している点で共通し、
- (3) 各画面表示例の数値はすべて共通している点で共通し、
- (4) 途中離脱の人数につき、概要例の人数と詳細例の各項目別の人数を枠で囲い、前者から後者に対して矢印を付して、かつ当該矢印近傍に「途中離脱ポイントごとの入力項目ごとの分布」のメッセージを付すことで、全途中離脱者数と各項目別の人数が視認できるように示している点で共通し、
- (5) 途中離脱の項目「メール」を他のセルに対して際だった赤色で表示し、これに「エラー発生率、離脱率ともに高い項目が「メールアドレス」であること...特定」との説明を付加し、特に「エラー発生率」、「離脱率」を他の

文字よりも大きなフォントで表示し、これらが重要な要因であることを示している点で共通し、

- (6) 詳細例の説明「入力項目ごとに、アクセス数、エラー発生率、離脱数などを集計」を付している点で共通し、
- (7) 詳細例の「離脱数」を枠で囲んで示し、途中離脱者数の分析において重要な項目を目立って表示させている点で共通し、
- (8) 上記(1)ないし(7)のレイアウトが、その分析機能の説明文を上部に、画面表示例の概要例を左に、詳細例を右に表示し、詳細例には着目すべきセルとして、「メール」、「離脱数」を枠で囲み、概要例と詳細例を矢印で結んでその関係を示している点で共通する。

6 原告資料1の9頁と被告資料の11頁

- (1) ユーザ、入力フォームページ、サーバの模式図を各々示している点で共通し、かつ各々の模式図はそのデザインが共通し、
- (2) サービスの流れにつき「(1)貴社入力フォームページにご利用タグを貼...だけ」、「(2)入力ミスがあると...」、「(3)エラー判定ログ」、「(4)エラー補助メッセージ&入力支援メッセージ配信」をそのサービスの流れに沿って順に示し、かつ当該流れをユーザ、入力フォームページ、サーバの模式図にあわせて各々の間を矢印で流れに沿って結んで示し、サービスの流れを直感的に分かりやすく表示している点で共通し、
- (3) 上記(1)、(2)のレイアウトが、左上にユーザ、右上に入力フォームページ、左下にサーバが示され、その矢印およびその流れの順序が共通する。

7 原告資料1の15頁と被告資料の15頁

- (1) 「どんな入力フォームでも使え」るか否かの質問が共通し、かつその回答が「非常に特殊な形式でなければ基本的に対応しています。弊社スタッフが入力フォームのコードをチェックして使えるかどうかを判定いたします。」である点で一致し、
- (2) 「多数の画面遷移がある...フォームでも1つとカウントでき」るか否かの質問が共通し、
- (3) 「複数の入力フォームがある場合」の「料金」がどうなるかの質問が共通し、
- (4) 「どのような仕組みなの」かの質問が共通し、かつその回答が「専用タグが貼ってある入力フォームにユーザーがアクセスしようとする、...サーバから補助プログラムがよびだされ、ユーザーの入力に応じて、エラーログの保存や補助メッセージのリアルタイム表示を行います。ASP形式ですので、入力フォームの変更やサーバへのプログラムインストールなどは一切不要です。」である点で一致し、
- (5) 「どのような管理画面なの」かの質問が共通し、かつその回答が「弊社担当営業にお問い合わせ下さい。お客様の前での実際の管理画面をお見せします。」である点で一致し、

- (6) 「セキュリティや不具合は大丈夫」か否かの質問が共通し、かつその回答が「サーバ二重化、データのミラーリング、24時間365日監視などサーバは堅牢で、データも暗号化されており情報漏えい対策に万全の体制です。また、万一サーバと通信できない場合でも、お客様の入力フォームは導入前と同じ状態に戻るだけですので、支障はありません。」である点で一致し、
- (7) 「タグの入れ方はどうすればいい」か否かの質問が共通し、かつその回答が「専用タグを入力フォームに入れていただく作業は、該当ページの管理ご担当者や運用会社にご依頼ください。ご担当者からの技術的な質問は弊社までお尋ねください。」である点で一致する。